

議案乙第2号

総社市議会委員会条例の一部改正について

総社市議会委員会条例(平成17年総社市条例第220号)の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月21日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

総社市事務分掌条例の改正に伴い、「市民生活部」の表記を「あたたか市民部」に改める必要があるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例

総社市議会委員会条例（平成17年総社市条例第220号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。 総務生活委員会 8人 市長直轄の組織，総合政策部，総務部，<u>あたたか市民部</u>，会計課，議会， 監査委員，選挙管理委員会，消防本部及び消防署の所管に属する事項並 びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教福祉委員会及び産業建設委員会 略</p> <p>3 略</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。 総務生活委員会 8人 市長直轄の組織，総合政策部，総務部，<u>市民生活部</u>，会計課，議会，監 査委員，選挙管理委員会，消防本部及び消防署の所管に属する事項並 びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教福祉委員会及び産業建設委員会 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。